

第 1 3 8 3 回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成 2 9 年 1 1 月 9 日 木曜日
開会 1 0 時 0 0 分 閉会 1 1 時 5 0 分

2 場 所 京都市役所内 教育委員室

3 出席者 教 育 長 在田 正秀
委 員 星川 茂一
委 員 奥野 史子
委 員 鈴木 晶子
委 員 高乗 秀明

4 欠 席 者 委 員 笹岡 隆甫

5 傍 聴 者 1 人

6 議事の概要

(1) 開会

1 0 時 0 0 分，教育長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第 1 3 8 2 回京都市教育委員会会議の会議録について，教育長及び全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案 5 件，報告 1 件

イ 非公開の承認

報告 1 件については，訴訟及び不服申し立てに関する案件のため，京都市教育委員会会議規則に基づき，非公開とすることについて，全委員の承認が得られた。

ウ 議決事項

議第 2 3 号 京都市立幼稚園教育課程編成要領について

議第 2 4 号 京都市立小学校教育課程編成要領について

議第 2 5 号 京都市立中学校教育課程編成要領について

議第 2 6 号 京都市立小学校教育課程移行措置要領について

議第 2 7 号 京都市立中学校教育課程移行措置要領について

(事務局説明 諏佐 学校指導課長, 辻 学校指導課担当課長, 関 学校指導課担当課長)

本日は、議第 2 3 号「京都市立幼稚園教育課程編成要領」、議第 2 4 号「京都市立小学校教育課程編成要領」、議第 2 5 号「京都市立中学校教育課程編成要領」、議第 2 6 号「京都市立小学校教育課程移行措置要領」、議第 2 7 号「京都市立中学校教育課程移行措置要領」について、一括してご審議いただきたい。

まず、新学習指導要領の実施スケジュールであるが、国において、平成 29 年 3 月に幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領が改訂され、幼稚園は 30 年度から新しい教育要領で実施することとなっており、小学校は 30 年度、31 年度の移行措置期間を経て 32 年度から全面实施、中学校は 30～32 年度の移行期間を経て、33 年度から全面实施となる。総合支援学校はそれぞれの部ごとに準じて実施し、高等学校は今年度末に高等学校学習指導要領が改訂され、30 年度の周知期間、31～33 年度の移行期間を経て、34 年度の第 1 学年から年次進行により全面实施となる。

次に、平成 29 年 3 月に告示があった新しい幼稚園教育要領・学習指導要領の概要について、説明させていただく。

まず、「1 今回の改訂の基本的な考え方」として、今回改訂では、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成するとされており、その際、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」が重視されている。さらに、現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、主体的・対話的で深い学びの充実等を通して、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成し、また、道德教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成するとされている。

次に、「2 知識の理解の質を高め資質・能力を育む主体的・対話的で深い学び」であるが、子どもたちに求められる資質・能力について、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等、の 3 つを柱として全ての教科等において整理され、これらをバランスよく育成することが求められている。

また、子どもたちの知識の理解の向上には、新しい指導方法を導入するということではなく、これまでの授業実践の蓄積に基づく授業改善の活性化が重要とされている。

次に、「3 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立」について、子どもたちの資質・能力の育成のためには、「教科横断的な学習」や「主体的・対話的で深い学

び」の充実が必要であることや、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通じた、教育課程に基づく教育活動の質の向上が重要とされている。

次に、「4 教育内容の主な改善事項」について、言語能力の確実な育成や外国語教育の充実など、大きく 6 項目が示されており、特に、外国語教育の充実としては今回改訂の大きな柱として、小学校中学年で外国語活動実施、高学年での外国語科の導入が示されている。これについては、移行措置期間中から、一部実施することとなっている。

次に、その他重要事項として、「1 幼稚園教育要領」から「6 子どもたちの発達の支援」まで、記載のとおり大きく 6 項目が示されている。「1 幼稚園教育要領」では、幼児期の終わりに育ってほしい姿が 10 項目設定され、「2 初等中等教育の一貫した学びの充実」に記載の、小学校入学当初のスタートカリキュラムの充実など、幼小接続で幼児期に育まれた資質・能力を円滑に各教科等の特質に応じた学びにつなげていくこととされている。

その他、主権者教育等の充実やプログラミング教育を含む情報活用能力、部活動、子どもたちの発達の支援について、充実が図られている。プログラミング教育については、小学校では、総則をはじめ、各教科等でプログラミング的思考の育成を行うこととされているが、移行措置の対象からは除外されている。子どもたちの発達の支援では、小学校段階からキャリア教育について、総則や特別活動で記載された。また、特別支援学級や通級指導における個別の指導計画等の全員作成、日本語習得や不登校等、学習上の困難に応じた教育課程の工夫等について、総則において規定された。

幼稚園教育要領及び学習指導要領の概要は以上である。

次に、幼稚園教育関係について御説明させていただくが、まず、小中学校を含め、教育課程編成要領の位置付けについて説明させていただく。

本市では、京都市が定める学校・幼稚園の管理運営規則において、「校長は、学習指導要領及び教育委員会が別に定める基準に基づき、教育課程を編成する」と定めており、教育委員会が別に定める基準として、「教育課程編成要領」「移行措置要領」「指導計画」「評価計画」を作成している。幼稚園はこのうち、「教育課程編成要領」のみとなる。各学校園は、これらを踏まえて教育課程を編成し、新しい教育課程に円滑に移行していくこととなる。今回は、「教育課程編成要領」「移行措置要領」を提案させていただく。

京都市立幼稚園教育課程編成要領は、文部科学省が定める幼稚園教育要領に基づき、京都市立幼稚園が教育課程を編成する際の具体的な基準となるものであり、平成 29 年 3 月 31 日文部科学省告示により、平成 30 年 4 月から全面実施となる新しい幼稚園教育要領に基づいて改訂するものである。

まず、1 番の本市編成要領の全体構成について、第 1 章として、京都市の基本方針

を示し、第2章から第8章までは、国の教育要領の「総則」の項目に沿った構成とし、第8章の後には、各幼稚園で教育課程を編成する際に参照できるよう、教育課程の編成の手順と、年間指導計画の事例を「参考例」として掲載している。また、預かり保育について、教育課程外の活動ではあるが、その重要性を踏まえて新たに指導計画の参考例を掲載した。

次に、各章ごとの説明の前に、国の教育要領改訂の概要について説明させていただく。

今回、国の教育要領改訂では、小学校以降の学習指導要領と同様に、「社会に開かれた教育課程」「主体的・対話的で深い学び」「カリキュラム・マネジメント」の推進が重視されている。幼稚園の教育要領改訂における主なポイントは次の3点である。1点目として、幼稚園教育が、「環境を通して行う教育を基本」とすることについて変わりはない。幼稚園では、教材やおもちゃ、道具や遊具などをどのように配置しておくか、また、教師が幼児に対して、いつどのように声をかけるか、という教師の意図的な環境構成や支援によって、幼児が自らやってみようとする主体的な活動を促し、「自発的な活動としての遊び」を通して学ぶということが、教育の基本になる。

幼稚園教育では、小学校以降のような教科はないが、国の教育要領には、健康・人間関係・環境・言葉・表現という5つの領域が明示され、そのねらい及び内容を踏まえた総合的な指導を行う。この5領域の内容についても、今回、大きな変更はない。

2点目として、今回、幼稚園教育において育みたい資質・能力が明確化された。小学校以降の学習指導要領と同様に、幼稚園教育で育みたい資質・能力として、「知識及び技能の基礎」「思考力・判断力・表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」が明示され、これらの資質・能力は、新たな方向性が示されたものではなく、5領域のねらい及び内容によって総合的に育まれるものであり、幼稚園では、小学校以降の体系的な学びの基礎を培うことが重視されることについて、改めて示されたものである。

3点目として、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について、「健康な心と体」に始まり10項目が挙げられており、これらの10の姿は到達目標ではなく、前述の資質・能力が育まれている幼児に自然と見られる具体的な姿として示されている。従って、個別に取り出して指導するものではなく、これらの10の姿を観点として、子どもの様子を捉えることにより、教師間で子どもの育ちを共有することができるものとされている。

これらの10の姿は、幼稚園教育要領と同じ平成29年3月31日に告示された「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」及び「保育所保育指針」にも同じ内容が明示され、就学前施設による幼児期の教育について共通の枠組みの下で整合性が図られている。小学校学習指導要領でも、これらの10の姿を踏まえた指導の工夫など、保幼小接続期の取組について詳細に明示され、小学校への円滑な接続が重視されている。

以上3点の全体像として、幼稚園教育で目標とする資質・能力を育むため、5領域のねらい及び内容に沿って環境を通した教育を進めることにより、見られてくる10の姿

を踏まえて、小学校との接続を図るということになる。

次に、本市編成要領の内容について説明させていただく。

第1章は、京都市の基本方針を記載しており、第2章以降は、国の教育要領の改訂を踏まえて構成している。第2章には、これまでと変わらない幼稚園教育の基本、第3章には、今回の改訂で特に重視されている資質・能力、10の姿を明示している。以降、国の教育要領改訂の趣旨を踏まえて新たな項目を追加し、本市の実態に沿って、具体的な説明をまとめている。

最後に掲載の「参考例」については、教科による時間割が無い幼稚園において、年間を通して5領域のねらい及び内容を総合的に指導するに当たって目安となるよう事例として掲載しており、各幼稚園では、地域の実態や幼児の様子を踏まえながら、より具体的な指導計画を作成し、教育を実践していく。

幼稚園教育関係の説明は以上である。

続いて、小中学校教育関係について説明させていただく。

まず、教育課程編成要領の全体構成について、小中学校とも2章で構成しており、第1章は、国の学習指導要領の改訂方針を踏まえた本市の教育課程編成の基本方針を示し、第2章は、それぞれの学校において、適切に教育課程を編成できるよう、「学習指導要領 総則編」を本市の視点で整理して記載している。

第1章の教育課程編成における本市の基本方針として、新学習指導要領で重視されている「社会に開かれた教育課程」「主体的・対話的で深い学び」に、「学びと育ちの連続性を共有する小中一貫教育の推進」と「3学期制の下での1年間を見通した学習指導等の推進」を加えた、4項目を掲げている。

第2章の「各学校における教育課程の編成及び実施」は6つの節で構成している。これらの項目について、学習指導要領の改訂を踏まえ、今回の教育課程編成要領から新たに記載した内容を中心に説明させていただく。

まずは、「育成をめざす資質能力」について。新学習指導要領で示された3つの資質、「知識及び技能の習得」「思考力、判断力、表現力等の育成」「学びに向かう力、人間性等の涵養」を偏りなく実現できるよう、教育活動の充実を図ることとしている。

次に、カリキュラム・マネジメントの充実について。各学校でのカリキュラム・マネジメントを通した子どもたちの学びの質の向上が非常に重要であり、学校評価などのPDCAサイクルを通じて、学校全体で組織的、計画的に教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を目指すものであるということを示している。

次に、教科等横断的な視点に立った資質・能力について。言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力のほか、「豊かな人生の実現」あるいは「次代の社会形成に向けた現代的な諸課題への対応」において求められる資質・能力の育成に向け、教科等横断的な視点に立った教育課程の編成が重要であることを示している。

次に、授業時数の取り扱いについて。学校教育法 51 条において、小学校に外国語科が加わり高学年で年間 70 時間、外国語活動は中学年で年間 35 時間が標準時数として定められており、本市においても、同法に基づいた時数とし、これにより、小学校 3～6 学年において、年間 35 時間の授業時数増となる。なお、中学校においては、総授業時数に変更は生じない。

次に、学校段階間の接続について。幼児期と小学校教育の接続の重要性を踏まえ、指導の工夫や指導計画の作成を行うスタートカリキュラムなど、各校種間の接続の重要性を示している。

次に、コンピュータの基本的な操作やプログラミングの体験を通した学習の促進について。主体的・対話的で深い学びの実現に向けた視点の一つとして、児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身につけるための学習活動を規定している。

最後に、学習評価の充実について。指導の評価と改善を図ること、そのために評価の場面や方法を工夫すること、また、学習評価を保護者や子どもと共有し、次学期や次学年に向けた課題克服等の手立てを示すこととしている。

このほか、第 4 節以降では、生き方探究教育の充実や不登校児童・生徒への配慮、学齢を経過した者への配慮、教育課程の改善と学校評価等を、新学習指導要領に基づき、新規事項として追加している。

小中学校の教育課程編成要領の概要の説明は以上である。

続いて、教育課程移行措置要領について説明させていただく。

移行措置要領は、新学習指導要領への移行期にあたる期間、小学校では平成 30・31 年度、中学校では 30～32 年度の教育課程に関して規定するものであるが、その内容は、本年 7 月 7 日に告示された文部科学省令等での規定内容に沿ったものとなっている。本日は、主なポイントに絞って説明させていただく。

まず、「2 本市における移行期間中の指導」について、本市の基本方針として、移行期間中の指導については、原則、全ての小中学校で新学習指導要領を先行実施することとしている。ただし、文部科学省が指導上の特例を設けている教科や、文部科学省が作成する教材の配布が今後予定されている教科・内容については、その規定のとおり、30 年度からの一部実施あるいは 31 年度以降の実施とする。移行措置の内容を教科・領域ごとに見ると、国が示す移行措置には、2 つのパターンがある。

1 点目は、教科書での指導が必要ないため、30 年度から新学習指導要領を実施するもので、新学習指導要領の総則・総合的な学習の時間・特別活動が該当する。

2 点目は、30 年度から、新学習指導要領の規定の内容を実施してもよいとされている教科であり、資料の(i)の教科は、指導内容や指導学年が変更され、文部科学省が具体的な指導時期を示しているものであり、(ii)の教科は、指導内容や指導時期に特別な変更がないものである。

なお、「特別の教科 道徳」は 27 年度に学習指導要領が先立って改訂されており、28 年度から先行実施しており、小学校は 30 年度から、中学校は 31 年度からの全面实施になる。

次に、各教科等における小中学校での先行実施の対応について、小学校では、表に記載のとおり、◎は、国の規定に基づき、30 年度から先行実施するものであり、総合的な学習の時間、特別活動が該当する。○は、指導内容について、国が特別の指定を行っていない教科であることから、市独自に 30 年度から全部を先行実施するものであり、生活、音楽、図画工作、家庭、体育が該当する。△は、指導内容について、国が特別の指定を行っていることを踏まえ、30 年度から一部を先行実施していくものであり、国語、社会、理科が該当する。▲は、国から移行期間中に使用する教材が配布される予定となっているものであり、教材が 29 年度中に配布されれば、30 年度から一部を先行実施する。文部科学省からの教材配布の有無という違いはあるが、算数が該当する。◆は、国の規定により、30 年度から全面实施するものであり、「特別の教科 道徳」が該当する。

次に、中学校について、◎は、国の規定に基づき、30 年度から先行実施するものであり、総合的な学習の時間、特別活動が該当する。○は、指導内容について、国が特別の指定を行っていない教科であることから、市独自に 30 年度から全部を先行実施するものであり、音楽、美術、技術・家庭、外国語が該当する。△は、指導内容について、国が特別の指定を行っていることを踏まえ、30 年度から一部を先行実施していくものであり、国語、社会、保健体育が該当する。▲は、国から移行期間中に使用する教材が 30 年中に配布される予定であるため、31 年度から一部を先行実施するものであり、数学、理科が該当する。◆は、国の規定により、31 年度から全面实施する特別の教科 道徳であり、30 年度は、引き続き、先行実施を継続する。

以上、小中学校ともに、平成 30 年度から先行実施できるものは先行実施することとし、全面实施に向けて、円滑な移行を図っていく。

次に、小学校外国語活動について、今回の学習指導要領の改訂で、3・4 年生で年間 35 時間の外国語活動が新設されるとともに、5・6 年生では外国語活動が外国語科に教科化され、授業時数も現在の 35 時間から 70 時間となる。

移行期間中の指導については、30 年度・31 年度ともに、3・4 年生では 15 時間、5・6 年生では現在の 35 時間に 15 時間を加えた 50 時間を最低限実施することが文部科学省から各自治体に示されているが、本市では、子どもたちの学習の段差をより滑らかにするため、今年度から段階的に 3・4 年生での外国語活動の実施、5・6 年生での授業時数の増加に取り組んでおり、そのうえで、30 年度は 3・4 年生で年間 23～35 時間、5・6 年生では 55～70 時間を各学校の実態に応じて実施し、31 年度は全面实施を前倒しする形で、全ての小学校で 3・4 年生は 35 時間、5・6 年生は 70 時間を実施したいと考えている。

国においては、移行措置期間の外国語活動を実施するため、暫定的に総合的な学習

の時間を減じて、外国語活動の授業に充てることを可能としているが、本市では、総合的な学習の時間を減ずることなく、現在の総授業時数に上乗せして実施する。

最後に、学習評価について、新学習指導要領では、観点別評価について、4 観点から 3 観点到移行されることとなっているが、文部科学省から、移行期間中の学習評価は、移行期間に追加して指導を行う部分も含め、現行の評価規準に基づいて行うことが示されており、それに準拠することとしている。

移行措置の概要の説明は以上である。

続いて、各教科・領域における移行措置の主なポイントを説明させていただく。

まず、「国語」では、小学校での漢字指導について、これまで 6 年間で 1,006 字を指導しているが、都道府県名で用いる漢字は全て小学校で指導することとなったため、新たに 25 字を追加して、1,031 字を指導する。これと合わせ、中学校でも、移行期間中に、小学校で追加される漢字の指導を受けていない学年に、移行措置として、追加された漢字を指導することとしている。

次に、「社会」では、小学校及び中学校のいずれにおいても、「竹島や北方領土、尖閣諸島が我が国固有の領土であること」について指導を行うこととしている。中学校では、社会の総授業時数（350 時間）に変更はないが、近現代に関する学習の充実を図るため、歴史的分野の授業時間を 5 時間増加させ、地理的分野の授業時間を単元構成の工夫により、5 時間減らすこととしている。

次に、「算数・数学」では、小中学校ともに、日常生活におけるデータを活用した問題解決学習を重視するため、小中学校間で指導内容が移行し、統計的な内容の充実を図る。算数・数学については、国から移行期間中の指導にあたっての教材が配布されることとなっている。

次に「音楽」では、我が国の郷土の伝統音楽に親しみを深めるため、小学校では新たに和楽器を取り扱うことができることとしており、中学校では、これまでから和楽器、主に琴を取り扱っているが、より伝統音楽に愛着を持てるよう、適宜、口唱歌や身体表現を用いることなど、指導方法を工夫することとしている。

次に、「体育・保健体育」では、小学校では、オリンピック・パラリンピックの意義等を新たに指導するとともに、中学校では、これまでのオリンピックに加えてパラリンピックの意義等についても指導する。また、武道の授業における学校・地域の実態に応じて指導できる事項について、銃剣道を含める。さらに、病気の予防の関する指導の充実を図り、新たに「がん予防」の指導を行う。

次に、「外国語活動・外国語」では、小学校 3・4 年生は現在 5・6 年生に指導している「聞くこと」「話すこと」の内容が基本となり、5・6 年生は、「聞くこと」「話すこと」に加え、段階的に文字を「読むこと」「書くこと」を指導することになる。中学校では、小中学校間での外国語教育の円滑な接続を重視するとともに、対話的な言語活動の充実を図るため、英語で行うことを基本とした授業を展開することとなる。また、伝え

合う、発信するなどの活動を充実することに伴い、授業において使用する語彙数が現在の 1,200 語程度から 1,600～1,800 語程度に増加する。

次に、「総合的な学習の時間」では、小中学校ともに、学習活動の中で、比較・分類・関連付けるなどの「考えるための技法」の活用や、コンピュータ等の情報手段を主体的に活用して情報を収集・整理・発信するなど、これまで以上に探究的な学習の過程を重視する。

次に、「特別活動」では、小中学校全体で系統立てた指導を行うため、小学校段階から学級活動の内容に「一人一人のキャリア形成と自己実現」の項目を新設する。

なお、プログラミング教育については、中学校では技術・家庭科の技術分野において、指導内容の充実、小学校では、主に算数・理科・総合的な学習の時間での実施が想定されているが、国の移行措置には含まれておらず、完全実施となる 32 年度・33 年度からの実施となる。

各教科・領域における移行措置の主なポイントに係る説明は以上である。

最後に、今後の予定として、本日、議決をいただければ、平成 29 年 11 月 20 日以降に管理職等を対象にした新教育課程説明会、平成 30 年 1 月から 2 月にかけて、各教科等別の説明会を実施し、新しい学習指導要領及び本市の教育課程編成要領・移行措置要領の周知・徹底及び円滑な新教育課程への移行を図ってまいりたい。

(委員からの主な意見)

【鈴木委員】 「幼児教育の終わりまでに育ってほしい姿」が、これまでの幼児教育の実践を踏まえ、幼稚園教育要領で明確化されたことで、その姿を見る目が教員に求められることとなる。また、今回の学習指導要領等の改訂において、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を教科横断的に育成することが求められるが、日々の教育実践での具体的なイメージは共有されているか。

【事務局】 幼児一人一人の発達の違いを十分に留意したうえで、明確化された 10 の姿の共有により、就学前施設間との横の連携や小学校教育のスタートカリキュラム等との縦の連携をより密接に行うことで教員の指導力の向上に努めてまいりたい。

教科横断的な取組については、中学校での教科担任制ということでの課題もあるが、例えば、自身の担当教科でない指導案の検討や、学年会での情報共有等を通じて、教科横断的な視野での取組を進めている学校もあり、こうした実践を全市で共有してまいりたい。

【星川委員】 「カリキュラム・マネジメント」の概念について、学校現場への浸透が懸念されるため、教員一人一人までしっかりと共通理解を図れるよう、イメージの共有化や先進事例の共有の手立てを講じる必要がある。

外国語教育における国語科との連携による指導の充実について、これ

までの実践状況や今後の展開はどういったものが想定されているのか。

国における「主権者教育」を本市では「政治的教養を育む教育」としているが、学習指導要領で「主権者教育」と明記されたことを受け、本市の名称を検討するのか。

【事務局】 「カリキュラム・マネジメント」は、今回の学習指導要領で出てきた概念であるが、単に授業時間を確保するための概念ではなく、本質的な教育課程の改善であることが理解されるよう、平成30年度からの新たな3学期制の実施も踏まえ、教育活動の質を向上させながら、学習効果の最大化を図ることの趣旨の徹底を図ってまいりたい。

外国語教育の充実に向けては、授業時数の増加のみならず、言語活動の充実の観点からも国語科との連携が重視されているところであり、外国語を学ぶことでの日本語の特徴等の気付きを大切にした指導をしていく必要がある。例えば、「dentist」「florist」といった単語を見たり・聞いたりしたときに、職名を表す言葉には「ist」が付き、同様に日本語でも「士」や「師」が付くことへの気付きなどが挙げられる。単なる英語の単語力の向上ではなく、母語と外来語の違いに気付くことを通して、言語能力の向上を目指していかなければならない。

本市における「政治的教養を育む教育」については、小・中・高等学校の発達段階に応じて系統立てたものになっていることから、こうした名称としているが、新学習指導要領で「主権者教育」とされたことを踏まえ、今後の名称については改めて検討したい。

【奥野委員】 学習指導要領の改訂ポイントとして、「プログラミング教育」が示されており、報道等でも大きく取り上げられ社会に広まりつつある。移行措置の対象からは、除外されるところのことだが、現在、取組を実施している学校はあるか。今後、具体的にどのような教育を実施するのか。

「オリンピック・パラリンピック教育」については、東京では積極的に実施されているが、地域によって温度差があるように感じる。競技だけでなく文化交流も含め、関わるポイントは多くあるため積極的に推進してほしい。

【事務局】 現在、教育課程には位置づけていないが、例えば、市立高校と連携し、コンピュータでのプログラミングソフトを使用した体験学習等を実施している小学校がある。今後、小学校から高等学校までの体系的なつながりも踏まえつつ、研究してまいりたい。

オリンピック・パラリンピック教育については、御指摘のとおり、競技に関する内容以外にも、他国の文化に関する学習や運営に携わる方々の努力や思い、パラリンピックを開催する意義等について学ぶことは重要であると考えており、今後、充実していきたい。

【高乗委員】 学習指導要領の改訂は約 10 年に 1 度であるが、これまでの教育実践がリセットされるものではなく、良い取組をしっかりと受け継ぎ、新たな諸課題の克服に向けチャレンジする姿勢が重要。今回の改訂では、「保幼小連携」についても示されているが、本市の幼児教育では、私立に大半を担っていただいている実態もある。運営主体が違い、連携が取り難いこともあるが、公立幼稚園がリードする取組を実施し、全市に広がっていくことを期待する。

「カリキュラム・マネジメント」について、教育課程編成の主体は各学校であるが、全国的には、教育委員会が一定の形式を提示し、各学校はそれに準じた教育課程の編成を行っているところもある。今回の改訂を契機として、各学校の子どもや地域の実態に応じ、特色ある教育課程の編成が実施できればよいと考える。さらに、PDCAサイクルによる一定期間ごとの見直しを行う過程も重要。先進事例を学校間で積極的に共有し、よりよい教育課程が編成できるよう工夫してほしい。

新学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」や「教科横断的な指導」など、多くの理念や視点が示されているが、その意義等をしっかり整理したうえで、全教員が共通認識できるようにしてほしい。特に、教科横断的な指導については、「何を教えるか」という視点のみではなく、子どもの立場に立ち、「学び方の過程」を考えることが重要。今後、各現場の授業研究等でカリキュラム・マネジメントと連動させながら、充実が図られることを期待する。

【事務局】 保幼小連携について、例えば、園バスのある私立幼稚園では、広範囲から園児を受け入れている実態がある。小学校側からすれば、多くの就学前施設から入学してくることになり、どの施設と連携すればよいか苦慮されることもあるが、まずは、近隣施設と連携を進めるなど、できるところから進めていければよいと考えている。その際、新たに示された 10 の姿をキーワードに情報共有が図ればよい。公立幼稚園については、これまでも近隣施設・学校と連携を進めているが、今後、全市をリードしていけるよう、研究発表会の参加呼びかけや、こどもみらい館を中心とした協同機構の取組等、縦と横のつながりを意識して取組の充実を図ってまいりたい。

(議決)

教育長が、議第 23 号「京都市立幼稚園教育課程編成要領について」、その他 4 件について、各委員「異議なし」を確認、議決。

その他、報告 1 件について、訴訟及び不服申し立てに関する案件であり、非公開。

(4) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

10月17日 京都市立高等学校体育表彰

10月24日 教育福祉委員会

10月30日 紫野小・楽只小学校統合地元要望書提出

11月 1日 阪急「烏丸」駅に図書館返却ポスト増設

11月 8日 教育福祉委員会

○事務局から当面の日程について説明

(5) 閉会

11時50分、教育長が閉会を宣告。

署 名 教育長